

国 東 市
アクションプラン2012

平成24年5月

大分県 国東市

目 次

1 アクションプランについて

| | |
|------------------|---|
| (1) アクションプランの枠組 | 1 |
| (2) 計画の名称 | 1 |
| (3) 計画期間 | 1 |
| (4) 計画期間における進行管理 | 1 |

2 取り組み項目

| | |
|-------------------|---|
| (1) 行政経営会議の新設 | 2 |
| (2) 市民満足度調査の実施 | 2 |
| (3) 公共施設の見直し方針の策定 | 3 |
| (4) 定員適正化計画の策定 | 4 |
| (5) 総人件費の見直し、適正化 | 5 |
| (6) 諸施策の推進と進行管理 | 5 |
| (7) 財政推計の見直し | 9 |

1 アクションプランについて

(1) アクションプランの枠組

アクションプランは、新行財政改革プランで定めた取り組み項目を実現するために、改革に対する「めざす姿」を踏まえ、平成26年度までの4年間を推進期間とする単年度の取組み内容を明確にするものです。

また、本プランは、社会経済情勢・市民ニーズ・財政状況の変化などに柔軟に対応できるよう毎年部分的な見直しをするローリングプランです。

(2) 計画の名称

国東市アクションプラン2012

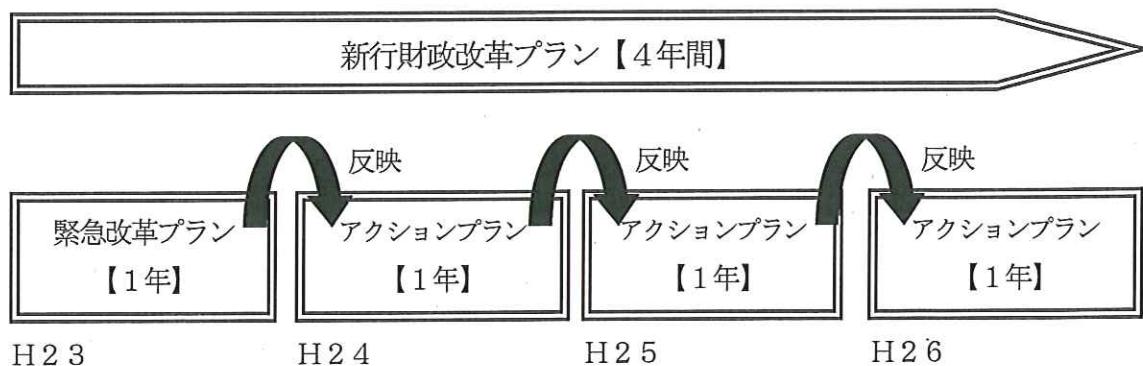
(3) 計画期間

平成24年度（1年間）

(4) 計画期間における進行管理

国東市新行財政改革プラン4年間の計画期間中、事業実績や社会経済情勢の変化に柔軟に対応するために、毎年度の見直し方式により進行管理を行います。

進行管理にあたっては、毎年度の実施状況を評価して次の行動へつなげるために、副市長を本部長とする「国東市新行財政改革推進本部」で進行管理とアクションプランの見直しを行います。また、「国東市新行財政改革推進委員会」や市議会などに適宜報告し、ご意見をいただきながらより実効性のあるものとしていきます。



2 取り組み項目

(1) 行政経営会議の新設

明確な行政経営理念の下、トップマネジメントの強化を図り、迅速かつ効率的・効果的な行政経営を推進するため、総合計画など市の将来構想や長期計画に関する事項、予算編成方針や重要施策・重要事業に関する事項、財政運営計画、行財政改革、機構改革など、行政経営の根幹をなす制度に関する事項等について協議し、意思決定を行う最高機関として、市長、副市長及び各課長等から成る行政経営会議を新設します。

(2) 市民満足度調査の実施

平成24年4月1日から、総合支所と本庁の役割を見直し、総合支所機能を維持しながら基幹業務を本庁に集約した組織体制に改編しました。

市民目線によるサービスの充実と効率的な行政運営ため、市政に対する満足度やこれからまちづくりに対するニーズや意識を把握する市民意識調査を実施します。

- ①実施時期：平成24年10月1日から平成24年11月30日まで
- ②実施方法：「市長への意見箱」に調査票を設置するアンケート調査
- ③周知方法：市報、ホームページで協力を依頼
- ④調査項目：組織体制、職員数、利便性、安全・安心、職員対応、行政サービス

| | |
|-------------|----------------|
| 意見箱 設置箇所 | 国東市役所市民健康課窓口 |
| | 各総合支所地域市民健康課窓口 |
| | アストくにさき |
| | みんなんかん |
| | 武蔵中央公民館 |
| | 安岐総合支所湊出張所 |

(3) 公共施設の見直し方針の策定

本市は4町合併に伴い、旧町それぞれが設置・管理していた多くの公の施設を、1つの自治体が管理運営していくことになりました。

これらの施設は、合併前の旧町における住民ニーズに基づき設置され、それぞれの形態で管理運営を行いながら現在に至っておりますが、人的配置や昨今の厳しい財政状況の中で、それぞれの施設について、施設設置の意義や運営方法等の見直しを行い、設置数や配置を検討すべき時期を迎えております。

のことから、これまでに蓄積してきた施設を良質な資産として有効かつ効率的に活用し、将来にわたる負担軽減と利用満足度の向上を目的としたファシリティマネジメント（設備・資源や空間などを、最も合理的、かつ効率的に管理し運用するための経営手法）基本方針の策定に取り組みます。

□施設区分別内訳

| 区分 | 平成18年度 | 平成24年度 | 比較 |
|----------------|--------|--------|----|
| 庁舎（本庁、総合支所） | 4 | 4 | 0 |
| 出張所 | 6 | 6 | 0 |
| 保健（福祉）センター | 4 | 4 | 0 |
| 消防署（本署、分署、出張所） | 4 | 3 | -1 |
| 保育所、こども館 | 6 | 6 | 0 |
| 幼稚園 | 12 | 7 | -5 |
| 小学校 | 19 | 11 | -8 |
| 中学校 | 7 | 4 | -3 |
| 図書館 | 4 | 4 | 0 |
| 中央公民館（みんなかん） | 4 | 4 | 0 |
| 体育施設（屋外） | 8 | 8 | 0 |
| 体育施設（屋内） | 4 | 4 | 0 |
| 老人福祉施設 | 4 | 2 | -2 |
| 公営住宅 | 37 | 37 | 0 |

(4) 定員適正化計画の策定

合併以来5年間、「少数精鋭主義を基本」とする国東市行財政集中改革プランに基づき、定員管理の適正化に努めてきました。一般職の職員を「78人」減員とする計画に対して、勧奨退職の実施、新規職員の抑制により計画を29人上回る「107人」の減員となりました。（図1）

退職者の3分の1を新規採用で補充することを原則とし、結果として、予定を上回る職員数の減となった反面、新規採用の抑制により年齢別職員構成に新たな課題も発生しています。（図2）

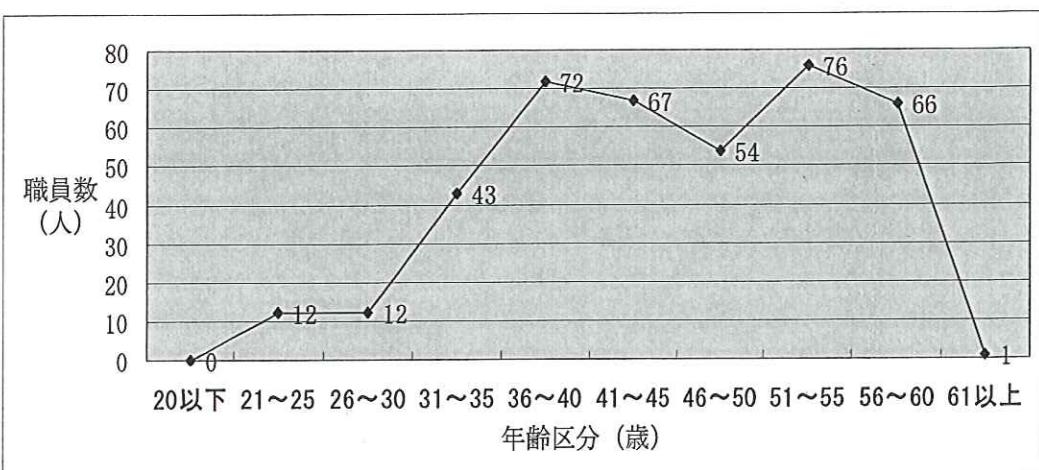
公的年金の支給開始年齢引き上げに合わせた定年延長を見据え、単なる人員削減ではなく、効率的な公共サービスの提供という地方自治の目的のもとで、地方分権の進展に併せ、少子高齢化、環境や防犯、防災などの安全や安心に対する意識の高まりなどの社会状況の変化に伴う新たな住民ニーズに柔軟に対応できるよう、新たな定員適正化計画を策定します。

（図1）定員管理目標に対する実績

| 一般職 | | | | | | | | | (単位：人) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 区分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | |
| 目標 | 530 | 504 | 490 | 463 | 463 | 452 | - | - | |
| 実績 | 530 | 504 | 490 | 460 | 433 | 423 | 414 | 403 | |

(注) 教育長を含む。

（図2）平成24年度の職員構成



(5) 総人件費の見直し、適正化

総人件費については、定員適正化計画において業務量に見合った職員配置の適正化を図るとともに、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告及び社会情勢に適応した給与制度の運用に努めます。

- ・ 部制廃止に伴う給料表の見直し
- ・ 特別職報酬、一般職員給料の減額

(6) 諸施策の推進と進行管理

第1次国東市総合計画（2008～2017）を確実に実現していくために、各課等の重点施策の取り組みを特定し、年間到達目標を設定しました。

また、実効性のある諸施策を推進していくことを目的として、定期的に進捗状況を確認しつつ、年間を通じた進行管理を行います。

—各課の主な取組項目—

| 課名 | 取組項目 | 到達目標 | スケジュール、期限 |
|-------|-------------------------|--|------------------|
| 総務課 | 防災計画の見直し | 大分県地域防災計画と整合性を保つ地域防災計画を策定する。 | 6月 |
| | 地域における自主防災組織の強化 | 育成講座を開催し、全行政区に防災士を配置する。 | 講座の開催 9月、1月 |
| | 能力開発の推進 | 民間企業研修（2企業）、政策法務研修（3回）を行う。 | 5月～ 11月 |
| | 人事評価制度 ¹ の構築 | 勤務評定 ² 制度の見直しを行い、評定者の研修を行う。 | 3月 |
| 秘書広報課 | 市政懇談会の開催 | 市内16会場で開催する。 | 7月～ 10月 |
| | ふれあい市長室の開催 | 希望する各種団体の申込みにより開催する。 | 12回予定 |
| | 市政懇話会の開催 | 年4回開催する。 | 5月、8月、 11月、2月 |

¹ 人事評価制度とは、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価です。

² 勤務評定とは、公務員において人事の公正な基礎の一つとするために、職員の執務について勤務成績を評定し、これを記録することです。

| 課名 | 取組項目 | 到達目標 | スケジュール、期限 |
|-------|-------------------------------|---|------------------|
| 広報室 | 市勢要覧 ³ の見直し | 市勢要覧の見直しを行い、作成する。 | 3月 |
| | 広報活動の充実 | 暮らしの便利帳を作成する。 | 5月 |
| 政策企画課 | 都市間交流の推進 | 大阪府豊中市交流関係団体等との連絡調整会議の開催をする。 | 5月 |
| | 総合計画の見直し | 後期5年間の見直しを行い、策定する。 | 3月 |
| | 市民団体との連携、協働 | まちづくり公募補助金プレゼンテーション審査会、事業報告会を開催する。 | 審査会4月 報告会3月 |
| | 行政改革の推進 | 平成24年度の取組方針（アクションプラン2012）を策定する。 | 5月 |
| | 定員適正化計画の見直し | 平成32年までの定員適正化計画を新たに策定する。 | 9月 |
| 庁舎建設室 | 新庁舎の建設推進 | 新庁舎建設計画基本構想、基本計画を策定する。 | 構想6月 計画3月 |
| | 新庁舎建設検討専門家委員会の開催 | 有識者に専門的見地から助言・提言を求め、新庁舎建設の公平性・透明性を確保するため委員会を開催する。 | 7月、10月、 1月、3月 |
| | 新庁舎建設検討市民委員会の開催 | 地域審議会委員を中心に委員を選定し、委員会を開催する。 | 5月、8月、 11月、2月 |
| 財政課 | 公債費負担適正化 | 実質公債費比率 ⁴ 18%未満にする。 | 3月 |
| | 分収林の整理 | 大分県と協議し、分収権を買い取る。 | 12月 |
| | ファシリティマネジメント ⁵ の推進 | 取り組みの方針を策定する。 | 11月 |

³ 市勢要覧とは、市の人口・産業・経済・施設など各分野の情勢を、総合的に統計図表などを用い、要点をまとめて、見やすくした文書です。

⁴ 実質公債費比率とは、実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。

⁵ ファシリティマネジメントとは、施設、土地といった財産を経営資産として捉え、経営的な視点から管理運営を行うことにより、総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を適正に管理・活用していく経営管理手法です。

| 課名 | 取組項目 | 到達目標 | スケジュール、期限 |
|--------------|--------------------------|--|-----------|
| 対策室 債権回収 | 債権管理の管理体制の整備 | 債権管理のルールづくりを策定する。 | 9月 |
| | 未収債権（税、保育料等を除く。）の回収 | 支払督促等の法的措置を実施する。 | 3月 |
| 契約検査課 | 指定管理者制度 ⁶ の確立 | 適切な運用、施設間の整合性を図る。 | 9月 |
| | 契約検査の公正 | 統一した取扱い基準を策定する。 | 5月 |
| 税務課 | 自主納付の推進 | 夜間窓口（納付・納税相談）を設置する。 | 月2回 |
| | 未申告者の解消 | 未申告者の抽出と申告案内を行う。 | 5月 |
| 市民健康課 | 健康づくり計画の見直し | アンケート調査実施し、中間評価による見直しを行う。 | 3月 |
| | 地域医療体制の充実 | 県・大学・関係機関に働きかけ、市民病院の整形外科・精神科医師の常勤を目指す。 | 3月 |
| | 医療費の適正化 | 後発医薬品の推進、特定健康診査の推進等により、一人当たり医療費を県平均レベル（H22 387,895 円から371,938円）に減少させる。 | 3月 |
| 介護保険課 | 介護度の重度化の抑制 | 府内検討会議を設置し、予防を中心とした既存事業の見直しを行い、認定率の抑制（20.5%から県平均19.6%）を目指す。 | 3月 |
| センター 包括支援 | 認知症者に対するサービスの充実 | 認知症サポーター ⁷ 養成のため講演会形式で研修会（1回）を開催する。 民生委員を対象に、市内5会場及びサロン40カ所で普及啓発のための講話を実施する。 | 11月 随時 |
| | 包括支援サービス制度の周知 | 紹介パンフレットを作成する。 | 10月 |

⁶ 指定管理者制度とは、公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。

⁷ 認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学び、生活のさまざまな場面で、認知症の人およびその家族をサポートする人。

| 課名 | 取組項目 | 到達目標 | スケジュール、期限 |
|----------|--------------------|--|-----------|
| 人権・同和対策課 | 人権学習会の開催 | 全行政区で学習会を開催する。 | 9月～ 2月 |
| | 人権問題講演会の開催 | 仏の里のつどい・人権フェスティバル（4回）を開催する。 | 8月～ 2月 |
| | 男女共同参画への意識改革の推進 | 学習会や講演会等の参加者数を500人／年以上とする。 | 3月 |
| 環境衛生課 | 環境保全活動の促進 | ノーマイカーデイの設定、緑のカーテン作り等を行い、CO ₂ 排出削減に取組む。 | 3月 |
| | 清掃活動の推進 | 一斉清掃、クリーンアップ作戦等を実施する。 | 12月 |
| 福祉事務所 | 地域福祉計画の策定 | 計画策定委員会を組織し、「第2期計画」を策定する。 | 3月 |
| | 保育サービスの充実 | 市民病院施設内で病児・病後児保育を実施する。 | 1月～ |
| | 高齢者の安全確保 | 対象高齢者の申請により緊急医療情報キットを配布する。 | 随時 |
| | 障がい者との相互理解の促進 | 精神障がい者フォーラムを開催する。 | 5月 |
| 農政課 | 担い手の育成・確保 | 「人・農地プラン」を作成し、地区の担い手の育成を図る。 | 3月 |
| | 環境保全型農業の促進 | 4haから7haまでに拡大する。 | 3月 |
| 林業水産課 | 林業生産基盤の整備 | 搬出間伐資源量と必要路網の計画を作成する。 | 3月 |
| | 漁場の整備 | 国東沖の藻場を造成する。(H24～H25計画) | 3月 |
| 商工観光課 | 女性・障がい者・高齢者の雇用促進 | 採用条件の是正と雇用促進の啓発をする。 | 11月 |
| | 観光の里づくりアクションプランの実施 | 体験型プログラムの造成、峯道トレッキングルートの検証と整備を行う。 | 3月 |
| | 広域観光体制の充実 | 北部地域観光圏による「1000年ロマン観光圏事業」を実施する。 | 3月 |
| | 広域的なPR活動の推進 | 文化・歴史・観光のシンポジウムを開催する。 | 3月 |

| 課名 | 取組項目 | 到達目標 | スケジュール、期限 |
|---------|------------------------|--|-----------|
| 産業創出課 | 空港を有する立地条件を生かした企業誘致の推進 | 大分県、東京・大阪・福岡事務所等と連携し、進出企業を27社から29社へ増やす。 | 3月 |
| | 特產品の開発 | 地域雇用創造促進事業の推進により商品化を目指す。 | 3月 |
| 土木建築課 | 市道の整備 | 橋梁長寿命化計画を策定する。 | 3月 |
| | 土地利用関連計画の策定及び総合調整 | 都市計画マスターplanを策定する。 | 3月 |
| | 公営住宅の計画的な整備充実 | 公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修・建て替えを行う。 | 3月 |
| 上下水道課 | 水道施設の整備 | 3簡易水道の集中監視システムを導入する。 | 2月 |
| | 安定した水源の確保 | 新水源の開発をする。 | 3月 |
| | 公共下水道施設における処理率の向上 | 水洗化率70.3%から72%を目指す。 | 3月 |
| 総務課 教育 | 建物耐震化の推進 | 耐震改修工事を行う。(小原小学校、旭日小学校) | 8月 |
| 学校教育課 | 幼児教育の充実 | 市内全保育所、幼稚園でアプローチプログラムを作成する。 | 3月 |
| | 心の問題への対応 | 相談しやすい環境づくりとして全学校に相談室を設置する。 | 4月 |
| | 子どもの安全性の確保 | 危機管理マニュアル、防災教育計画の作成を行う。 | 5月 |
| セントラル給食 | 給食センターの統合 | 国東給食センターの施設設備の補充を行い、老朽化している武蔵学校給食調理場を統合する。 | 3月 |
| 生涯学習課 | スポーツ活動の普及促進 | スポーツ推進審議会を開催し、推進計画の方針を決定する。 | 3月 |
| | 公民館活動の充実 | 公民館活動を広報誌やケーブルTVなどで紹介する。 | 随時 |

| 課名 | 取組項目 | 到達目標 | スケジュール、期限 |
|------|----------------|-------------------------------------|-----------|
| 文化財課 | 「くにさきの偉人伝」の制作 | 編集委員会で掲載人物の選定と構成等を協議し、制作する。 | 3月 |
| 図書館 | 子ども読書活動の推進 | 子ども読書活動推進計画を策定する。 | 3月 |
| 会計課 | 適正な会計事務の執行 | 初任職員会計事務研修会を開催する。 会計事務の手引きを作成する。 | 10月 3月 |
| | 公金の保護と効率的な資金運用 | 公金管理運用基準及び運用の改善を行う。 | 7月 |

(7) 財政推計の見直し市町村

今後予定されている庁舎改築事業や広域ごみ処理場建設などの大型事業（普通建設事業）の影響などにより、事業に着手する平成25年度ごろから一時的に、市債の借入額が償還元金を上回ることが予想されています。

市債の借入額を償還元金より少なくするため、大型事業を除く普通建設事業費については、年度ごとの抑制管理が必要です。新規事業の先送りや継続事業の年度間調整など、財源としての市債借入額の適正管理を行います。結果、公債費による財政負担の程度を示す「実質公債費比率」を18%未満に抑制します。

また、市債残高を抑制するため、必要に応じて減債基金等を財源として繰上償還を行います。

その他、各種補助金、指定管理費の見直しや市道改良事業に係る一般財源の削減など、引き続き取り組みます。

一方、実質的な基金残高は、前年度末残高以上を保持できるよう、取り組みます。